

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書 新旧対照表 (平成23年4月改正)

改正案	現行
<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(納付金関係業務等)</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の雇用に関する技術的事項についての講習の業務又は障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務として次に掲げる業務(障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第3項において「講習業務等」という。)</p> <p><u>イ 障害法第79条第1項に規定する障害者職業生活相談員資格認定講習を実施すること。</u></p> <p><u>ロ イに掲げるもののほか、事業所において障害者の雇用に関する業務を担当する者等に対し、障害者の雇用に関する技術的事項についての講習を行うこと。</u></p> <p><u>ハ 各種行事の開催、各種媒体の活用等による障害者雇用に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ニ 就労支援機器等の普及啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ホ 障害者の職域拡大及び雇用管理に関する事業主への情報提供、相談及び援助を行うこと。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 第1項及び第2項 (略)</p> <p>3 講習業務等の実施については、障害法第52条第2項及び第49条第1項第9号並びに障害法施行規則第23条から第25条の2までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第4項から第7項まで (略)</p> <p>第12条から第33条まで (略)</p>	<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(納付金関係業務等)</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の業務又は障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務として次に掲げる業務(障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第3項において「研究調査業務等」という。)</p> <p><u>イ 業種、障害の態様、就労形態等に応じた障害者の職域拡大及び雇用管理に係る研究調査を行うこと。</u></p> <p><u>ロ イの成果の活用等により、障害者の職域拡大及び雇用管理に関する事業主への情報提供、相談及び援助を行うこと。</u></p> <p><u>ハ 障害法第79条第1項に規定する障害者職業生活相談員資格認定講習を実施すること。</u></p> <p><u>ニ ロに掲げるもののほか、事業所において障害者の雇用に関する業務を担当する者等に対し、障害者の雇用に関する技術的事項についての講習を行うこと。</u></p> <p><u>ホ 各種行事の開催、各種媒体の活用等による障害者雇用に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ヘ 就労支援機器等の普及啓発を行うこと。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 第1項及び第2項 (略)</p> <p>3 研究調査業務等の実施については、障害法第52条第2項及び第49条第1項第9号並びに障害法施行規則第23条から第25条の2までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第4項から第7項まで (略)</p> <p>第12条から第33条まで (略)</p>